

「長崎市中央部・臨海地域」

松が枝周辺エリア整備計画

平成27年3月31日

長崎市・長崎県

<改訂履歴>

| | | |
|-------|-------|-------|
| 平成23年 | 3月31日 | 策定 |
| 平成27年 | 3月31日 | 第1回改訂 |

目 次

| | |
|----------------------------------|------|
| 第1章 重点エリアの整備に関する方針 | P 1 |
| 1. 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の概要 | P 1 |
| （1）長崎が果たすべき役割 | P 1 |
| （2）整備の基本方針 | P 2 |
| 2. 重点エリア指定の経緯 | P 8 |
| （1）重点エリア指定に至る主な経緯 | P 8 |
| （2）重点エリアの範囲 | P 8 |
| （3）重点エリア及び周辺の状況 | P 10 |
| （4）重点エリアに関する課題 | P 16 |
| 第2章 重点エリアの土地利用に関する事項 | P 18 |
| 1. 関連する他計画等の状況 | P 18 |
| （1）まちなか再生の基本方針 | P 18 |
| （2）長崎港港湾計画 | P 19 |
| （3）長崎市景観基本計画、景観計画、景観条例 | P 20 |
| （4）長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例 | P 22 |
| （5）長崎市観光戦略、長崎市アジア・国際観光戦略 | P 24 |
| （6）環長崎港アーバンデザインシステム | P 25 |
| （7）ながさきデザイン会議 | P 25 |
| 2. 土地利用ゾーニング | P 26 |
| 第3章 重点エリアにおける都市基盤施設の整備等に関する事項 | P 27 |
| 1. 都市の魅力の強化 | P 27 |
| 2. 回遊性の充実 | P 30 |
| 3. 国際ゲートウェイ機能の再構築 | P 31 |
| 第4章 重点エリアの整備の主体及び時期に関する事項 | P 32 |
| 1. 整備プログラム | P 32 |
| （1）短期整備プログラム | P 32 |
| （2）中期整備プログラム | P 32 |
| （3）長期整備プログラム | P 33 |
| （4）継続的に実施するソフト施策 | P 35 |
| 2. 整備計画平面図及び整備プログラム表 | P 39 |
| 第5章 計画の推進に向けて | P 41 |
| 1. 都市基盤施設の整備に向けた課題等の整理 | P 41 |
| 2. 推進体制 | P 41 |

第1章 重点エリアの整備に関する方針

1. 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の概要

(1) 長崎が果たすべき役割

平和の発信地としての役割

平和学習、平和交流、講演会、イベント等により、被爆の実相を実際に見て、聞いて、学んでもらうなど、被爆地にしかできない取り組みを推進しており、国内外の幅広い年齢層の来訪者にゆっくり見てもらえる「平和の発信地」として整備を推進する。

観光の発祥地としての役割

長崎の出島や世界遺産候補等の価値や祭り・人々の生活・食等の独特な文化の魅力をはじめ、風景と自然の魅力、産業都市としての魅力、平和都市としての魅力、国際都市としての魅力などが息づいている地域の多様な資源を更に磨き上げることが必要である。

そして、これらの資源を「長崎さるく」というまち歩き・まち体験を通して長崎の魅力を体感していただくことが必要である。

これにより、長崎にしかない歴史・文化を守るとともに、さらに発展させ世界中の人々に体験・実感してもらうことが観光の発祥地としての責務である。

国際ゲートウェイとしての役割

県都としての陸のゲートウェイ（玄関口）、離島への海のゲートウェイ（玄関口）の機能としての役割や、東アジアクルーズに優位な位置にある地理的条件や歴史を活かした東アジアへの海のゲートウェイ（玄関口）の機能としても重要な役割を担っている都市であり、観光立国推進の観点から、飛行機や新幹線を通じて東アジアと国内各地を繋げ、フライ&クルーズ、レ・ル&クルーズの寄港地として国際ゲートウェイ機能を復活させることが長崎の役割である。

(2) 整備の基本方針

地域の目指すべき姿

～「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」～

被爆地ナガサキは核兵器の非人道性を訴え、「核兵器廃絶」への願いを世界に発信し続けてきた。国際社会では、核兵器の非人道性が訴えられ、非合法化への努力を求める動きが活発化している。今後ヒロシマとも連携を図りながら、国際社会との交流をとおして被爆の実相を継承するなど「国際平和都市」として「核兵器のない世界」の実現に貢献していく。

観光の発祥の地として、「観光」の原点に立ち返り、長崎のまちや人の「光」を引き出し、磨き上げ、人々に「観」せることにより、「国際観光文化都市」としての輝きを取り戻し、観光再生により交流人口を拡大し、その経済波及効果により、長崎の活力の再生・向上を目指す。また、その効果を離島や県内各地に波及させることにより長崎県全体の活力の再生・向上を目指す。

長崎の活力の再生・向上を目指すためには、まちの魅力を磨き交流客を滞留させることが必要である。そのため、地域資源の充実と魅力向上が必要であり、二つの世界遺産候補など長崎特有の「歴史」「文化」等のこれまで活用されてきた資源をさらに磨き上げ、遺産の保全・再生や長崎にしかない魅力あるまち並みの形成を図るとともに、観光の新たな資源として産業、医療技術等もさらに磨き、新たな交流の推進を目指す。

国際観光文化都市に再生させるためには、人々が活動し、交流し、情報を発信する場とすることが必要である。そのため、MICE・集客・情報提供等の各種の都市機能の充実・強化を進め、安心・安全で快適な都市の魅力を再生・強化し交流推進と雇用確保を目指す。

まちなかでの居住を推進するため、暮らしに必要な機能の充実を図り、住む人にとっても魅力と活力のある都市を目指す。

環境に配慮した持続可能な都市づくりを推進するため、太陽光などの新エネルギーの利用促進や地域単位でのエネルギー効率を高めるための施設整備など、低炭素型の都市を目指す。

防災に配慮した都市づくりを推進するため、洪水や津波・高潮・波浪等への対策や防災関係機関相互の連携など、防災機能の充実・強化を図り、安全・安心で快適な都市を目指す。

様々な地域資源や都市機能を有機的につなぐことにより観光地としての魅力、また居住地としての魅力を向上させることが不可欠であり、そのため、まち歩きを意識した回遊機能の強化により、安全・安心に歩くことができ、平和や歴史・文化を体感できる都市を目指す。

松が枝国際観光船埠頭整備、JR長崎本線連続立体交差事業、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備等の広域交通機能の強化を大きなチャンスと捉え、その効果を最大化させることにより、東アジアからの誘客等、さらなる交流人口の拡大、経済波及を目指す。

国際ゲートウェイ（海外の玄関口）機能の再構築により、幅広い分野での新たな需要を創出し、これを牽引力にして新たなまちの賑わいを創出することでさらなる民間投資を誘発し、魅力と活力のあるまちづくりを目指す。

更に、ゲートウェイ（玄関口）機能の強化により、離島との利便性を強化し、交流人口の拡大による経済効果に繋げていくとともに、県全体への経済波及を目指す。

以上の取り組みを進めていくことにより、観光立国（ビジット・ジャパン）を牽引する都市として再生を図る。

目標年次

J R 長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業等の事業期間を考慮し、概ね20年後を想定する。

整備の目標・整備方針

3つの整備目標を推進するため、以下のように8つの整備方針を位置付け、開発と保全、ハード施策とソフト施策を行政と民間が一体となって、バランスよく総合的・一体的に進める。

目標 都市の魅力の強化

整備方針 平和都市の魅力を磨き、世界に平和を発信する

整備方針 世界遺産候補など、多様な歴史・文化等の資源の魅力を磨く

整備方針 長崎の特色ある街並み景観を保全・形成する

整備方針 M I C E 機能等、官民一体となった都市機能の強化と新たな需要を創出する

整備方針 環境や防災に配慮した都市・交通機能を強化する

目標 回遊性の充実

整備方針 道路・公共交通・歩行者動線等のネットワーク整備を充実・強化する

整備方針 さるくまちとしての機能を充実・強化する

目標 国際ゲートウェイ機能の再構築

整備方針 新幹線と国際・離島航路の接続等により広域交通機能の魅力を強化する

目標 都市の魅力の強化

整備方針 平和都市の魅力を磨き、世界に平和を発信する

原爆被爆者が高齢化し減少しつつあるなかで、原爆の悲惨さを伝え、平和の尊さと大切さを次世代に継承し、被爆の実相を広く後世に伝えることができるよう、若い世代も含めた人材育成を進める。

国連や日本政府、各国政府、都市、NGO等へ、平和アピールを繰り返し発信することにより、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う被爆地の思いを届ける。

平和市長会議をはじめ、あらゆる機会を通じ、世界各国のリーダーに長崎訪問を呼び掛け、世界の多くの人々が長崎を訪れ、核兵器による被爆の実相を知っていただく取り組みを進める。

長崎を訪れる多くの人々が被爆の実相を感じられるよう、原爆資料館を中心に、被爆都市長崎を象徴する平和公園の利便性の向上や周辺に残る被爆構造物等の保存の取り組み等、関連施設の充実を図る。

整備方針 世界遺産候補など、多様な歴史・文化等の資源の魅力を磨く

二つの世界遺産候補や国指定史跡「出島和蘭商館跡」などの遺産の保存・活用を図る。国内外の観光客を誘致するため、長崎特有の歴史・文化などの様々な地域資源をさらに磨き上げ見せる。

さるくガイドの育成の継続や「長崎歴史文化観光検定」を活用した人材育成の継続を働きかける。

旧居留地、出島、唐人屋敷跡、寺町・中通り(和・華・蘭)など、長崎にしかない魅力を高めるまちづくりを推進する。

東アジア地域を中心とした外国人観光客の誘致を積極的に進めるため、商業、産業、医療技術等の分野を活用した都市の魅力を磨き、情報を発信し、新たな交流を推進する。

既存中心商店街などにおいて、一体的マネジメントによるまちの活性化及び中国をはじめとした外国人観光客をターゲットとした取り組みの推進や、長崎の歴史や文化を生かした食の魅力を発信する。

日本の近代化を推進してきた造船産業や環境・新エネルギー関連の世界トップクラスの技術力、長崎港内港地区の工場景観等の見学、観光と医療サービスをセットにしたパッケージツアーなど、新たな観光の検討を進める。

造船重機関連産業の技術力の人材育成や新産業に対応するための人材育成等の取り組みを推進する。

整備方針 長崎の特色ある街並み景観を保全・形成する

山の上からのパノラマ、海から見上げたまちと緑と空のひろがり、まちから海・山への眺望など多様な長崎の大景観を保全・育成するため、緑の保全を図るとともに、眺望の確保に努める。また、稲佐山の魅力の向上を図るため、展望台、ロープウェイを含めた交通アクセスの整備を進める。

業務、商業、日常生活の都市活動が混在し、雑然としたまちなかを、都心居住の魅力として育成する。

出島、中華街、平和公園など、情緒ある界隈を保全し、特徴ある街並み景観を積極的に育成する。

市民・県民が環境美化意識を高め、地域住民によるボランティア清掃などにより生活環境の保全を図ることで、快適な生活を実現させる。また、これにより、交流客へのおもてなしに繋げていく。特に、たばこのポイ捨てなどの防止については、市民と連携して啓発を強化する。

長崎港を取り囲むすり鉢状の地形により、多方向から観賞できる夜間景観は世界新三大夜景の一つであることから、まちのシンボルとなる道路や観光上重要な道路、歴史的な建物や地域のランドマークとなる施設などについては、照明による夜ならではの賑わいを演出するとともに、展望場所の整備など行うことにより、港と都市の夜景が楽しめる景観づくりを進める。

整備方針 MICE機能等、官民一体となった都市機能の強化と新たな需要を創出する

長崎駅周辺は「交流のまち長崎の玄関口」として、まちなかは「多様な都市機能が集積した賑わいと歴史・文化の中心」として国際交流拠点都市にふさわしい中枢拠点を形成する。
長崎の魅力を活かしたMICE誘致や機能の強化を積極的に推進する。
東アジア地域を中心とした外国人観光客や国内観光客等のニーズを踏まえながら、報奨・研修旅行を積極的に推進する。
老朽ビルの更新、低未利用地の高度利用等により商業・業務・交流・居住機能を充実・強化し、安心・安全で快適な都市としての魅力を高める。集客・宿泊施設や情報通信関連産業等の業務機能を充実し、雇用の場の確保に努める。
市民・県民の暮らしに必要な機能の充実を図ることにより、定住人口確保と交流客へのもてなしの環境を形成する。
斜面市街地では、老朽住宅の建て替えを促進し、住環境の改善を図るとともに、ソフト政策の実施により定住可能な地域としての維持に努める。
観光客、県民・市民が訪れ、また住まうことにより、人々の交流を促進し、商業機能の再生を図る。
新県庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用できる空間として整備を進める。

整備方針 環境や防災に配慮した都市・交通機能を強化する

太陽光などの新エネルギーの普及や地域単位でのエネルギー効率を高めるための施設整備を推進する。
ヒートアイランド現象による温度上昇を抑えて、快適な生活環境を生み出すため、市街地内の緑化を促進する。
路面電車やバスなどの公共交通機関のシステムの拡充・強化の検討や、駐車場・駐輪対策、パーク＆ライド、路面電車の利用促進、モビリティマネジメント等の取り組み、電気自動車等次世代自動車の普及を促進し、環境に配慮する。
地球環境負荷の少ない広域交通手段である新幹線については整備を促進する。
東日本大震災や台風による浸水被害などの災害を踏まえ、洪水や津波・高潮・波浪等への対策や防災関係機関相互の連携など、防災機能の充実・強化を図る。

目標 回遊性の充実

整備方針 道路・公共交通・歩行者動線等のネットワーク整備を充実・強化する

長崎駅前や中央橋などの交通結節点と点在する生活や観光の拠点を、市民や県民、観光客が円滑に往来できるようにするため、道路・公共交通の機能を強化するとともに、ユニバーサルデザイン（歩道橋撤去、電停バリアフリー化など）にも配慮し、歩行者ネットワークの向上を図る。

長崎駅周辺と浦上川右岸とを連絡する歩行者動線等の強化や回遊性向上を図る。

長崎駅前の交通渋滞緩和や浦上川で分断されている東西市街地のネットワーク改善などの道路整備を進める。

整備方針 さるくまちとしての機能を充実・強化する

市民ガイドによるまち歩きの仕事を活かして、まち歩きメニューの充実を図り、情報発信を行い都市の魅力として定着を図る。平成 25 年度からは「長崎さるく」について、満足度の高い、日本一の「まち歩き・まち体験」観光を目指すため、ガイドシステム改革、コース改革などに積極的に取り組み、「長崎さるく」のさらなる進化を図る。

観光客、県民・市民が安全・快適に歩行できるよう、さるくまちの機能を充実する。あわせて、さるく観光の推進に向け、外国人観光客に対応したコース設定やニーズに応じ外国語に対応できるさるくガイドを育成する。

旧居留地、出島、唐人屋敷跡、寺町・中通り(和・華・蘭)など、長崎にしかない魅力を高めるまちづくりを推進する。【再掲】

平和公園の利便性の向上や周辺に残る被爆構造物等の保存等、関連施設の充実【再掲】とまち歩きを推進する。

目標 国際ゲートウェイ機能の再構築

整備方針 新幹線と国際・離島航路の接続等により広域交通機能の魅力を強化する

長崎の陸のゲートウェイ（玄関口）となる長崎駅周辺や海のゲートウェイ（玄関口）となる松が枝国際観光船埠頭においては、周辺地域のまちづくりとの連携を強化し、国際都市にふさわしい拠点を形成し、拡大する交流人口をまちなかへ誘導する。また、空のゲートウェイ（玄関口）である長崎空港との連絡も強化する。

東アジア地域を中心とする外国人観光客や国内観光客の誘致を促進するため、東アジア地域や国内との広域交通機能（新幹線、航路、空路）の強化、長崎駅と離島航路を直結する新たな機能の導入など利便性の向上を図る。これにより、県内の観光地へ観光客を誘導し、交流人口の拡大を図り、地域活力の再生に繋げていく。

長崎が華やいていた大正から昭和初期の長崎上海航路時代の国際ゲートウェイ機能を復活させるため、長崎の地理的・歴史的優位性を活かし、フライ&クルーズやレール&クルーズの拠点港（起点港）として、観光客の誘致を促進する。

「長崎市中心部・臨海地域」整備基本計画イメージ図



図 - 1 「長崎市中心部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画イメージ図

2. 重点エリア指定の経緯

(1) 重点エリア指定に至る主な経緯

長崎市は、昭和 24 年の長崎国際文化都市建設法制定、昭和 52 年の国際観光文化都市への指定など、世界平和を基調として、わが国における文化及び国際親善の中核都市としての役割を担ってきたことや、長い交流の歴史の中で築かれてきた「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」や、わが国の近代工業化の原動力となった「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」といった世界遺産候補、世界恒久平和を願う被爆地長崎市のシンボルゾーンである平和公園、鎖国時代にわが国で唯一西洋との窓口だった史跡「出島」など、世界的にも価値の高い文化・観光資源が数多く存在し、これらを活用した観光立国（ビジット・ジャパン）を牽引する都市としての役割も期待されていることから、「国際観光文化都市・長崎」の再生という観点において、平成 20 年 12 月 26 日に国土交通大臣により都市再生総合整備事業の実施区域（都市・居住環境整備重点地域）として指定された。

重点地域の名称：長崎市中央部・臨海地域

指定の区域：世界遺産候補、出島、平和公園などを含む 1,360ha（うち海域 200ha）

これを受け、長崎市と長崎県は共同して、平成 22 年 3 月 31 日に同重点地域の基本的な方針等を定めた「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画を策定し、公表した。（平成 25 年 3 月第 1 回改訂）

さらに、特に重点的に整備を進める地区（重点エリア）について、具体的な整備計画を策定するものである。

具体的には、社会資本整備総合交付金（都市再生総合整備事業）等で個別の公共事業等の実施が想定される地区の整備方針、土地利用、整備内容、整備主体・時期、推進体制等を取りまとめるものである。

この重点エリアとして、長崎の都市再生を促進する上で波及効果の大きい「松が枝周辺エリア」を指定する。

松が枝周辺エリア：約 76 ha

(2) 重点エリアの範囲

重点エリアの範囲は、以下の諸事項を考慮して指定する。

大型クルーズ客船の寄港数増加により交流人口を拡大し、これによる経済効果を県内各地に波及させ、県全体の活力の再生向上を図るため、新たな埠頭整備と、これに合わせた「海の国際玄関口」にふさわしいまちづくりを、長崎駅周辺エリア、まちなかエリア及び中央エリアと連携を図りながら、一体的・総合的に進めていく必要がある区域を「重点的に整備を実施すべき範囲」として指定する。

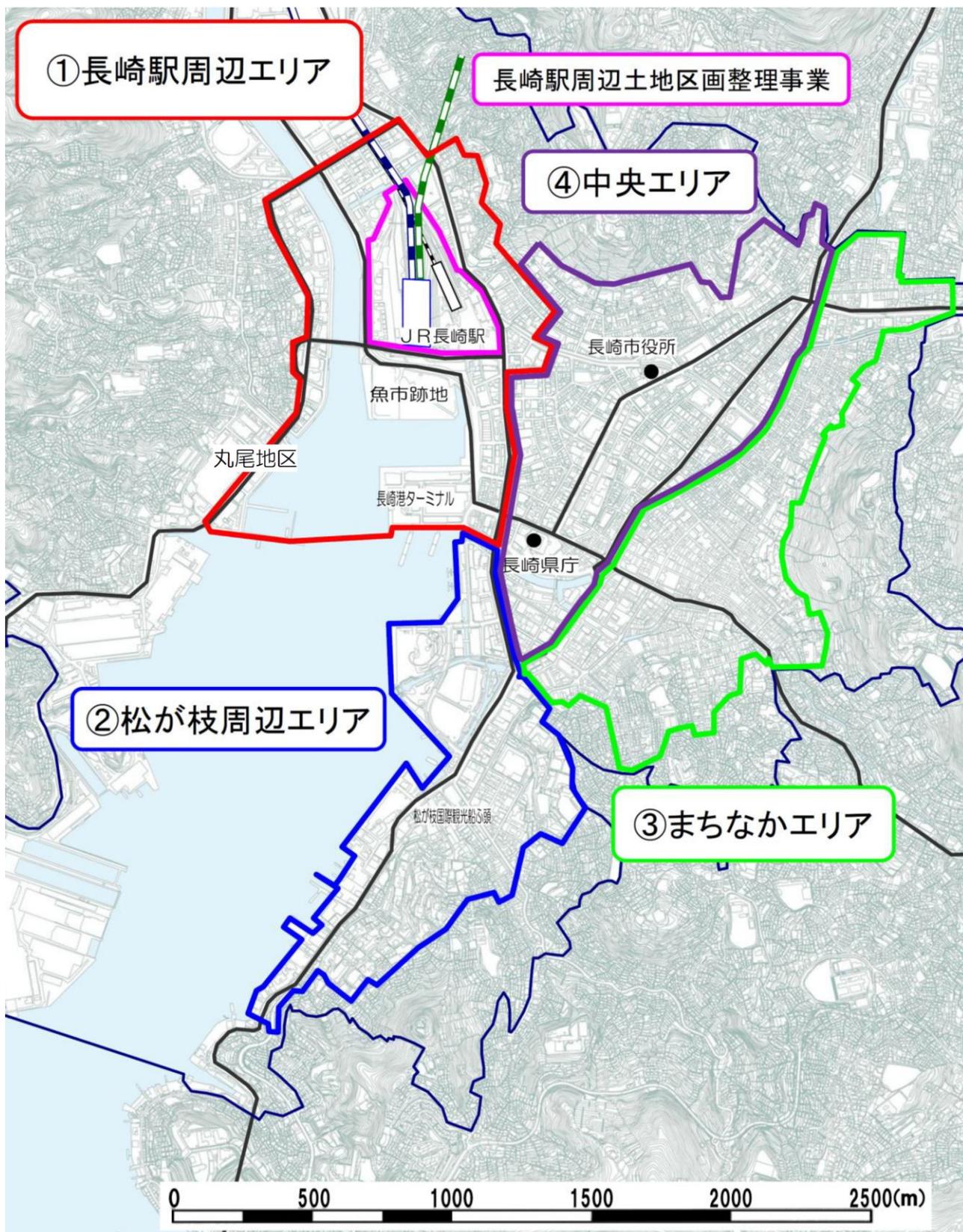


図 - 2 「長崎市中央部・臨海地域」と「重点エリア」 位置図

(3) 重点エリア及び周辺の状況

松が枝

長崎港松が枝地区では、平成21年3月に日本初の10万総トン級の大型クルーズ客船対応の岸壁の整備が完了し、近年多くの外国籍クルーズ客船が寄港し寄港数は国内トップクラスとなっているが、世界のクルーズ客船の大型化（写真-1）や東アジアクルーズの需要の高まりから、今後もクルーズ客船の寄港数増加とこれによる外国人観光客の増加は大いに期待がもてる状況である。

平成22年3月に長崎港松が枝国際ターミナルビルが完成し（写真-2）、9月には旧香港上海銀行長崎支店記念館前の歩道橋がバリアフリーと景観配慮のため撤去され、平面横断化された（写真-3、4）。

長崎港は平成22年8月、国が直轄事業による新規事業を整備できる重点港湾に選定された。平成24年8月に国内最大級のCIQ施設を有する長崎港松が枝国際ターミナル第2ビルが完成し（写真-2）、同年、クルーズ客船の入港数も過去最高になった。平成25年は国際情勢の変化により入港数が減少したが、平成26年は70隻と回復し、平成27年は更に増加する予定である（図-3）。

松が枝地区の埠頭拡張計画など、長崎港の国際ゲートウェイ機能の再構築に向け、平成26年8月に長崎港港湾計画の改訂を行った。



写真-1 ボイジャー・オブ・ザ・シーズ（137,276t）



長崎港松が枝国際ターミナル第2ビル

長崎港松が枝国際ターミナルビル

写真-2 長崎港松が枝国際ターミナル



写真 - 3
旧香港上海銀行長崎支店記念館前
歩道橋の撤去前



写真 - 4
旧香港上海銀行長崎支店記念館前
歩道橋の撤去後

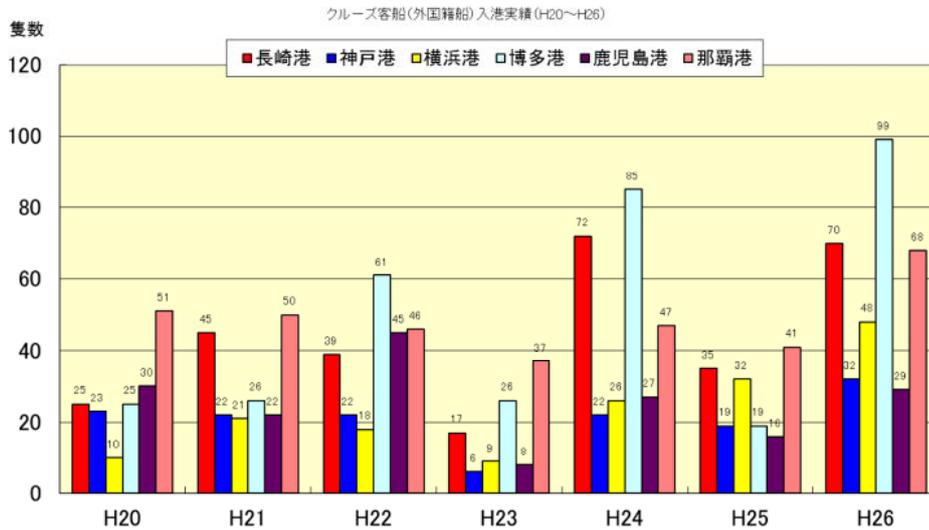


図 - 3 主要観光港の外国籍クルーズ客船入港実績

南山手・東山手

- 南山手・東山手の両地区は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。
 - 南山手の重要伝統的建造物群保存地区には、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産である旧グラバー住宅(写真 - 5)と「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産である大浦天主堂(写真 - 6)と関連施設の2つの世界遺産候補がある。
 - 東山手の重要伝統的建造物群保存地区には、東山手十二番館、旧長崎英国領事館など国指定重要文化財がある。
- 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」は、平成27年の世界遺産の登録を、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、平成28年の世界遺産登録を目指している。



写真 - 5

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」
構成資産 旧グラバー住宅



写真 - 6

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」
構成資産 大浦天主堂と関連施設

常盤・出島

長崎港常盤・出島地区では、長崎港内港再開発事業の先行プロジェクトとして、人々が集い憩える長崎の新しい顔となる親水空間の整備等を進めるために、建ち並ぶ倉庫群を移転・再配置し（写真 - 7、8）埋め立てによって生じた用地に長崎の都心部に不足している緑地・広場等のオープンスペースとして、平成16年に「長崎水辺の森公園」を整備した（写真 - 9、10）。さらに、平成17年に公園に隣接して「長崎県美術館」が開館した（写真 - 11）。また、出島岸壁背後には、港らしい雰囲気をもった賑わい空間として、平成12年に地元民間企業からなる開発会社（株）長崎出島ワーフにより臨海型商業施設「長崎出島ワーフ」が開業、同年、この地区の駐車場として、県営出島駐車場を供用開始し、さらに、出島岸壁に平成14年に「長崎出島ハーバー」を整備した（写真 - 12）。現在、長崎水辺の森公園周辺では「長崎帆船まつり（写真 - 9）」や「ながさきみなとまつり」、「長崎ベイサイドマラソン&ウォーク」をはじめとする様々なイベントや催し物が開催され、多くの市民や長崎を訪れた人々に親しまれている。

交流拠点用地については、その土地にふさわしい活用分野や良好な景観形成のための枠組みなどを盛り込んだガイドラインを平成16年に策定し、0.8haについては経済情勢・雇用情勢を改善するため雇用力の高い企業を誘致することとし、全国公募の結果、大手保険会社AIGグループ（現在 MetLife）が進出し、多くの雇用が確保されている。また、残る2.0ha用地のうち西側0.8haは県美術館の臨時駐車場として、残る南側1.2haについては、松が枝埠頭にあった県営松が枝駐車場が国際ターミナル建設により閉鎖されたことから、当面の間、県営常盤駐車場（南）として利用されている。

夜間景観については、稲佐山や鍋冠山など長崎港を取り巻く眺望場所から長崎港を中心とした市街地を一望するパノラマの夕景や夜景を見ることができる（写真 - 13、14）。その中でも、常盤・出島地区は中心的な位置にあり、長崎水辺の森公園は場所の印象を高めるために、暖かみのある白を基調としたアクティブな照明を演出している。

救急医療、高度医療の充実を図るため、長崎市新市立病院整備運営事業を進めており、平成26年2月に第1期棟が開院した。引き続き整備を進め、平成28年3月に長崎みなとメディカルセンター市民病院と成人病センターを統合し、平成28年7月に全面開院を予定している（写真 - 15、図 - 4）。



写真 - 7 倉庫群があつたころの長崎港周辺



写真 - 8 現在の長崎港周辺



写真 - 9 長崎水辺の森公園と長崎帆船まつり



写真 - 10 長崎水辺の森公園

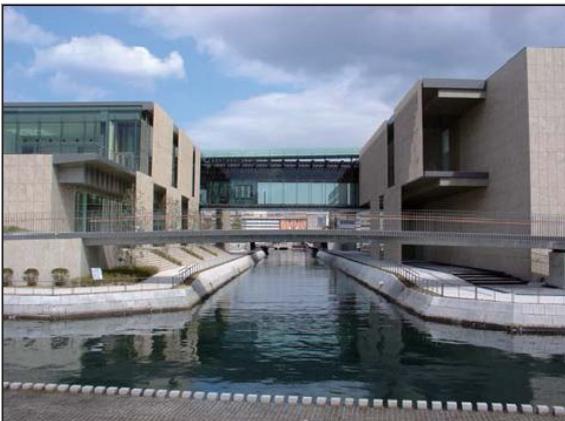


写真 - 11 長崎県美術館



写真 - 12 長崎出島ワーフと長崎出島ハーバー



写真 - 13 稲佐山からの夜景



写真 - 14 鍋冠山からの夜景



写真 - 15 建替え前の市民病院



図 - 4 新市立病院のイメージ図

交通環境

当エリアの幹線道路としては、国道499号が縦貫している。当路線の交通量は、女神大橋や小ヶ倉蛭茶屋線の開通に伴い、松が枝町における平日の12時間交通量が、平成17年の約3万7千台から平成22年は約3万台へと減少している（表 - 1）。

路面電車（5号系統 蛭茶屋～石橋間）が運行されているが、単線区間（大浦海岸通り～石橋間）が存在する。また、大浦天主堂下電停では、景観の向上と環境対策を目的として軌道敷の緑化がモデル事業として実施されている（写真 - 16）。

常盤・出島地区の交流拠点用地は、北側に県美術館臨時駐車場として県営常盤駐車場（北）を整備し、また南側については用地売却までに一定期間を要することから、当面の間、県営常盤駐車場（南）として利用されている（写真 - 17）。

| 路線名 | 観測地点 | H22 交通量 (台/12h) | H17 交通量 (台/12h) | H17 からの減 |
|----------|-----------------|--------------------|--------------------|----------|
| 一般国道499号 | 長崎市松が枝町 資料館前 | 30,213 | 37,133 | 6,920 |

表 - 1 主要国道の交通量（道路交通センサス）



写真 - 16
路面電車の軌道敷の緑化
大浦天主堂下電停



写真 - 17
交流拠点用地の県営常盤駐車場



図 - 5 駐車場位置図

(4) 重点エリアに関する課題

観光資源の活用

当エリア内には、旧グラバー住宅や大浦天主堂と関連施設などの世界遺産候補の構成資産、東山手十二番館や旧長崎英国領事館などの国指定重要文化財がある。

これらは、日本の近代化やキリスト教の歴史を始めたとした長崎の歴史を伝える重要な施設であり、世界遺産の登録後は、さらに多くの観光客の来訪が予想されることから、これら施設を観光資源として有効に活用する施策、施設の整備が必要である。

魅力ある景観の形成

当エリア内では、東山手・南山手地区を景観形成重点地区に指定しており、洋館を中心とした歴史的遺産を活かした景観形成の取組みを進めているが、歴史的な雰囲気のある景観づくりという点では、十分でない部分もある。

東山手・南山手地区の歩行者空間において、電線により、海への眺望が阻害されているところがある。

商業・業務環境の改善

グラバー園に向かうグラバー通りは、多くの観光客によって賑わいを保っているが、周辺の商業地は社会情勢の変化により利用者が減少傾向であり、空き店舗や低未利用地が増えつつある状況である。

商業・業務活動の活発化、居住者の増加による、当エリア内の賑わいの創出や防災性の向上を図るため、土地の有効活用、老朽施設の更新を図る必要がある。

低未利用地の有効活用

一定のまとまった面積を持つ空地は、地域の居住環境の向上及び賑わいの創出等に向け、有効に活用する必要がある。

良好な交通環境の整備

今後のクルーズ客船の増加や新幹線の開業に伴い、長崎駅周辺やまちなか、松が枝周辺との更なる連携強化が必要である。

大浦海岸通電停と石橋電停区間の路面電車の軌道が単線であることから、運行本数を増やすことが難しく、築町電停の混雑の原因の1つとなっている。

エリア内には市営松が枝町駐車場、市営松が枝町第2駐車場、県営松が枝国際ターミナル駐車場、県営出島駐車場などの公営駐車場のほか、民間駐車場が整備されているが、お祭り・イベント時などにおいては、駐車場の数が不足している。また、世界遺産登録後には、さらなる観光用バスの増加が予想されることから、対応が必要である。

クルーズ客船乗客のための県内ツアーバスの駐車場が、長崎港松が枝国際ターミナルビルから離れており、乗り継ぎ利便性が低い。

朝、夕の通勤時とツアーバスの出発・到着時間が重なり、道路が混雑するため、路線バス等の運行に支障をきたしている。

安全・快適な回遊空間の整備

当エリア内にある観光施設を有効に活用するため、これらを快適に回遊できる、歩いて楽しいまちづくりを目指す上で、安全な歩行空間や休憩場所、分かりやすい誘導サインが必要である。

世界遺産の登録後は、さらに多くの観光客の来訪が予想されることから、松が枝国際ターミナルビルと南山手を安全・快適かつスムーズに結びつけるため、分かりやすい歩行者動線の整備を進めることが必要である。

国際ゲートウェイ機能の強化

クルーズ客船の大型化や東アジアクルーズの需要の高まりを受け、今後もクルーズ客船の寄港誘致に積極的に取組み交流人口を拡大するため、受け皿となるゲートウェイ機能を強化するとともに、多言語（日本語、英語、韓国語、中国語）の案内板の設置等、受入体制の整備を進めることが必要である。

他エリアへのにぎわいの波及

当エリアは、今後、さらなるクルーズ客船の寄港数増加や世界遺産登録実現により、大きく増加する来訪者をまちなかへ誘導し、交流人口を拡大することが必要である。また、その効果を長崎市のみならず、離島も含めた県内全域に波及させることも必要である。

(2) 長崎港港湾計画

平成11年11月に改訂した長崎港港湾計画の目標年次は平成20年代前半である。途中、平成12年から平成20年までに数度の変更が行われ、長崎港の国際ゲートウェイ機能の再構築に向け、平成26年8月に改訂された。

港湾計画の方針（平成26年8月改訂時の関連項目抜粋）

1) 【人流・交流】世界有数の国際クルーズ・旅客船発着拠点港の形成

- ・新幹線開業とのシナジー効果により、インバウンド・アウトバウンドクルーズ観光を促進させ、観光振興による広域的な経済活性化を図る。
- ・急激に拡大する東アジアクルーズなどの発着港として、岸壁の新規整備に併せ、十分な待合スペースやC I Q施設を確保したターミナル機能の拡充を行う。
- ・世界遺産候補など観光施設が集積した「まち」のなかに複数の旅客船を同時接岸させ、世界有数の国際観光港である長崎港のブランド化を図る。
- ・アジアと日本を結ぶ交流軸の核を形成するため、円滑な交通機能を確保し、新幹線等へのアクセスを強化する。

2) 【物流・産業】東アジアとの貿易拡大による地域経済の活性化

- ・東アジアとの地理的優位性を活かして、中国との間に高速船物流を導入し、既存釜山コンテナ航路と併せた複数航路により、農水産物など県産品の輸出拡大の取組を推進する。
- ・長崎港においてシームレス物流を実現させることで、物流のコスト・リードタイムの縮減を図る。

3) 【環境・生活】市民生活と企業活動に十分配慮した港湾の形成

- ・埠頭利用にあたっては、住民の居住環境に十分配慮する。
- ・港湾内の施設整備は、「美しい都市景観を創造し、後世に引き継ぐ財産とする」ことを目的とする「環長崎港地域アーバンデザインシステム」の考え方や長崎市景観計画などに沿いながら、景観に最大限の配慮を行う。
- ・津波、あびき、高潮に的確かつ迅速に対応するため、官民連携のもとで、ハザードマップの作成、防災知識・指導力の向上などに努める。
- ・港湾における公共施設のストックについて、効率的、計画的な維持管理による施設の延命化、ライフサイクルコストの縮減を図り、更新を含む投資費用の低減と平準化を目指す。
- ・長崎港には、今後も数多くの大型クルーズ客船を誘致することから、港内利用関係者と十分調整を図りながら、港内水域の適切な管理運営を行い、港内航行安全の確保に努める。

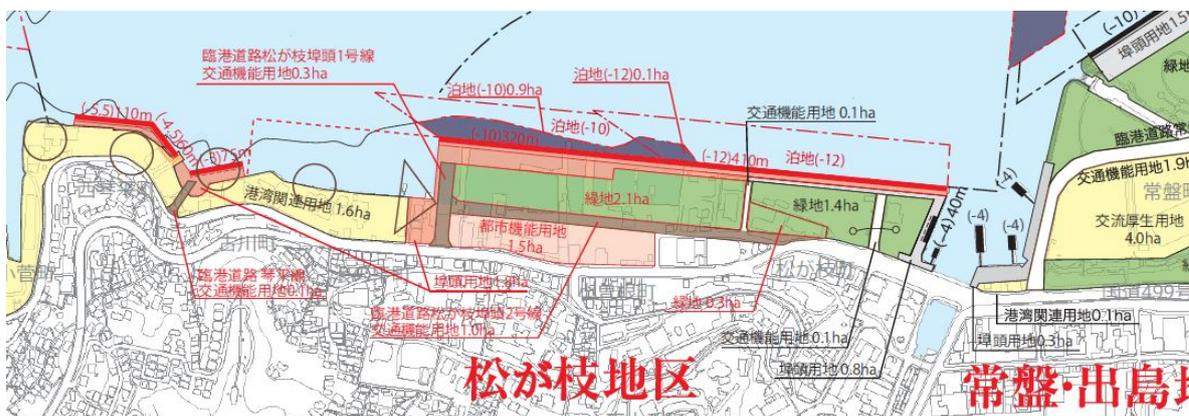


図 7 長崎港港湾計画図（松が枝地区抜粋）

(3) 長崎市景観基本計画、景観計画、景観条例

長崎市のまちづくり(本市が目指す将来の都市像「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」)を景観形成の観点から実現するため、景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための理念や方針を示すマスタープランである「長崎市景観基本計画」を、平成23年4月から施行している。また、景観法に基づき地区ごとに建物等のルールを定める「長崎市景観計画」や届出等の手続きを定める「長崎市景観条例」を合わせて施行している。

【参考 長崎市景観基本計画、長崎市景観計画から抜粋】

<基本理念>

多彩な物語を育む長崎の景観づくり ~みんなで語りつく海・まち・里・山の風景~

<基本方針>

方針1) 魅せる大景観づくり ~海・まち・里・山の豊かな表情を活かす景観~

方針2) 個性を磨く景観づくり ~地域の特徴を活かす長崎らしさ溢れる景観~

方針3) 愛着のあるまちづくり ~身近なところからおもてなしの心でつくる豊かな生活景観~

方針4) 逆手の魅力づくり ~斜面、雑然、西端といった制約条件を逆転の発想でつくる景観~

<特徴を活かした景観づくり>

長崎市全域を景観計画区域の対象とし、特に景観形成が求められる地区を「景観形成重点地区」に指定して、それぞれの地域の特徴を活かした景観づくりを推進している。

<景観形成重点地区>

歴史・文化・賑わいを際立たせる

長崎市の景観の魅力さをさらに高めるために、本市の景観的な特性が備わった区域(拠点など)は、景観計画における重点地区や景観重要公共施設に位置づけ、より積極的な景観まちづくりに取り組んでいる。

当エリア内では、既に「東山手・南山手地区」(H4.3.2)が都市景観条例に基づき景観形成地区に指定され、平成23年4月1日にはそれぞれが景観計画に基づく景観形成重点地区に移行している。

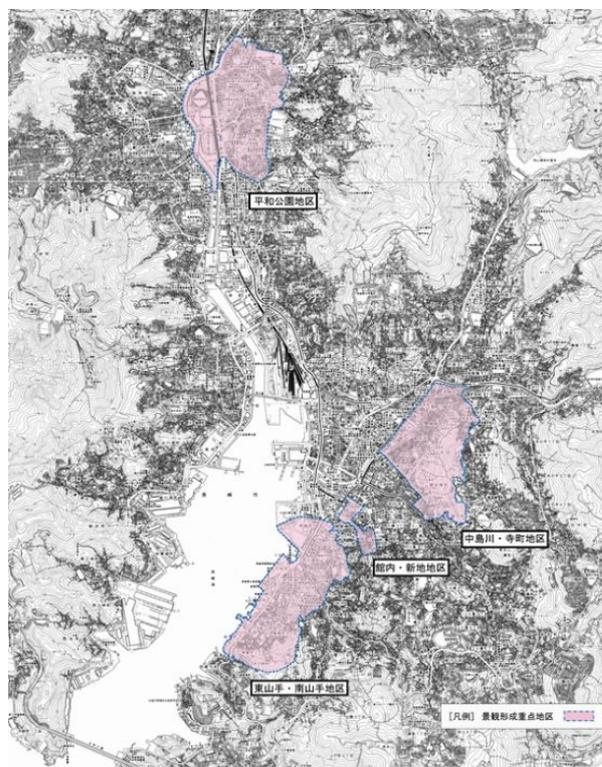


図 - 8 景観形成重点地区位置図

[東山手・南山手地区]

景観の形成に関する方針

- ・洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めます。
- ・歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。

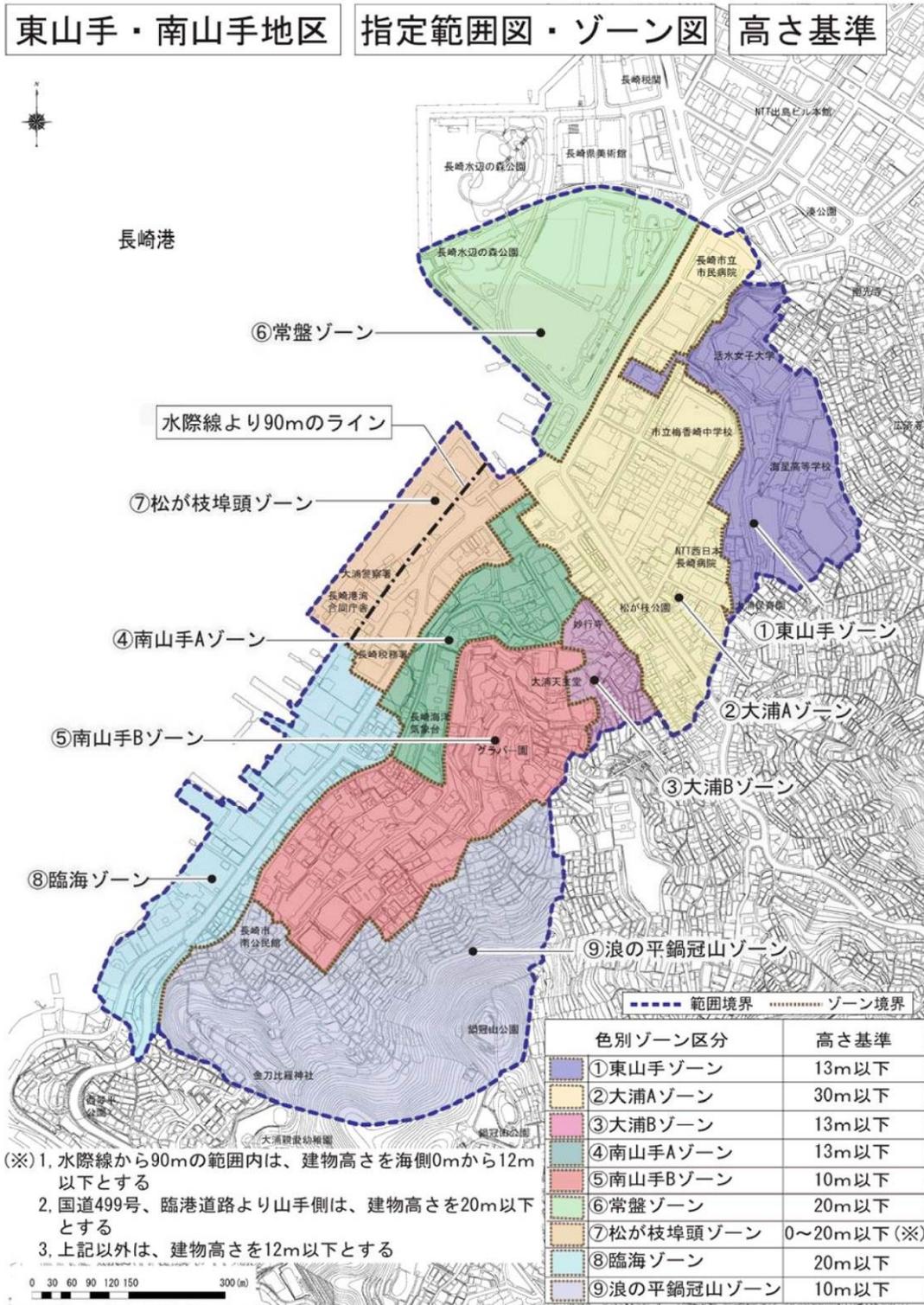


図 - 9 景観形成重点地区「東山手・南山手地区」の区域及びゾーン

景観まちすじ・まちかどを、まもり、活かす

地形的な制約が多い長崎市では、少ない平坦地に建築物が密集し、これを縫うようにして、狭い道が交錯している。このような道には長崎の重層的な歴史や文化とあいまって、特有の情緒や雰囲気醸し出している「まちすじ、まちかど」があり、場所の雰囲気を一層際立てる施策を推進する。

< 景観重要建造物 >

個性豊かな景観を守るためには、地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木を保全することが大切である。これまでも、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物を、長崎市景観条例第18条に定める景観重要建造物として指定し、保全してきた。

今後も、景観重要建造物や樹木については、文化財の指定・登録状況、所有者、管理者の希望を踏まえて指定していく。

エリア内の景観重要建造物



写真 - 18 池上家住宅（大浦町）

（４）長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例

長崎市の文化的向上に資することを目的として、文化財保護法の規定に基づき、長崎市が定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制やその保存のため必要な措置等を定めている。

長崎市においては、「長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画」、「長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画」を定めており、その中で保存に関する基本計画や地区内の建築物等の保存整備計画及び助成措置に関する事項等を定めている。

【参考 長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画から抜粋】

< 保存地区の保存に関する基本計画 >

特性

保存地区には、東山手十二番館（重要文化財）や東山手洋風住宅七棟（市文化財）などの洋風建築物が現存している。これらは、明治初期から大正期にかけての洋風建築物で住宅、学校、領事館建築等で構成されており、材料構造も、木造、煉瓦造、コンクリート造で、質のよい建物や優れたデザインの建物が多く見られる。

保存の方向

保存地区は、長崎がもつ都市の個性を最も代表する地区であり、このことから、洋風建物をはじめ、数多くの歴史的遺産を保存し、これと一体をなす歴史的環境を保全することによって、長崎でしか求められない旧居留地時代の歴史的環境を生かした町づくりを絶えず志向しながら、さらに文教・住宅地として、日常生活の安全、利便及び快適な環境の保全と整備につとめるものとする。

【参考 長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画から抜粋】

< 保存地区の保存に関する基本計画 >

特性

保存地区には、大浦天主堂（国宝）旧グラバー住宅（重要文化財）など数多い洋風建築物が現存している。これらは、幕末から明治にかけての洋風建築物で住宅、宗教、銀行建築物等で構成されており、材料構造も、木造、煉瓦造、石造で、質のよい建物や優れたデザインの建物が多く見られる。

保存の方向

保存地区は、長崎がもつ都市の個性を最も代表する地区であり、このことから、洋風建物をはじめ、数多くの歴史的遺産を保存し、これと一帯をなす歴史的環境を保全することによって、長崎でしか求められない旧居留地時代の歴史的環境を生かした町づくりを絶えず志向しながら、さらに住宅地として、日常生活の安全、利便及び快適な環境の保全と整備につとめるものとする。

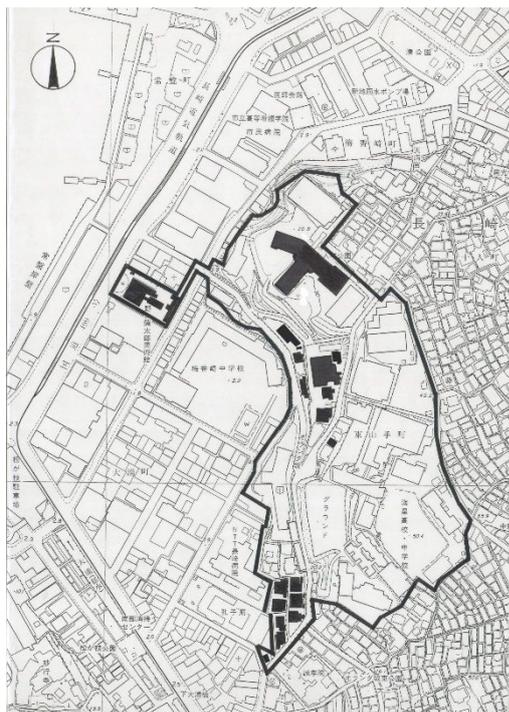


図 - 10 東山手地区伝統的建造物群保存地区位置図



図 - 11 南山手地区伝統的建造物群保存地区位置図

(5) 長崎市観光戦略、長崎市アジア・国際観光戦略

観光を通して新たな事業を育成し、地域経済を活性化させることを目的に、市民や事業者、行政が一体となって観光振興に取り組むため、平成20年5月に「長崎市観光戦略」を策定している。

また、観光戦略の基本体系の一つである「国際観光への取り組み」については、平成23年3月に「長崎市アジア・国際観光戦略」を策定している。

今後の観光客数の目標として、平成27年度までに年間630万人を目指している。

【参考 長崎市観光戦略、長崎市アジア・国際観光戦略から抜粋】

(理念)

わたしがつくる国際観光都市「長崎」

(目指す意識づくり)

- (1) 国際観光都市としての市民一人ひとりの意識づくり
- (2) 観光資源を活かした事業者による事業展開の意識づくり
- (3) 国際観光都市を実現するための行政の意識づくり

(観光戦略の4つの柱)

長崎にしかない魅力を磨く

- ・歴史の魅力
- ・風景と自然の魅力
- ・文化の魅力
- ・産業都市としての魅力
- ・国際都市としての魅力

観光とまちづくりの推進

- ・まち並み景観の保全と形成の推進
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・駐車場対策の推進
- ・環境美化の推進
- ・M I C E 環境の整備
- ・交通アクセスの整備、充実

国際観光への取り組み

- ・受入体制の整備
- ・誘致活動・情報発信の強化

観光推進体制の強化

- ・動向調査と立案、実施、検証過程の確立
- ・効果的な観光情報の発信
- ・観光、M I C E 誘致体制の強化
- ・観光案内体制の充実

(6) 環長崎港地域アーバンデザインシステム

【目的】

環長崎港地域で実施される複数の事業を、景観や賑わい創出の観点から地域全体で調和の取れたものへと誘導することによって、後世に誇れるような美しい都市景観の形成、快適な都市空間の創出を図り、先導性のある都市デザインを適切に展開していくことを目的とする。

【概要】

都市計画、ランドスケープ、照明、植栽、都市景観等各分野の専門家で構成する専門家会議において、個別プロジェクトのデザインに係る専門家間の技術的な意見交換、調整及び評価を行う。

【対象範囲】

環長崎港地域を対象とするが、既成市街地をも広く視野に入れる。

【対象事業】

国、長崎県、長崎市が整備する公共施設や景観に多大な影響を及ぼす大規模な建築物等を対象とする。

主な実績

- ・長崎水辺の森公園
- ・長崎県美術館
- ・都市計画道路浦上川線
- ・松が枝国際観光船埠頭
- ・長崎歴史文化博物館
- ・中島川万橋

今後想定される主な事業

- ・県庁舎跡地
- ・長崎港松が枝国際観光船埠頭拡張事業

(7) ながさきデザイン会議

【目的】

公共施設や大規模な建築物等が地域の特徴を活かした質の高いデザインとなるよう指導・助言を行い、質の高い公共空間を創造することを目的とする。

【概要】

建築、土木、色彩等各分野の専門家で構成するながさきデザイン会議やアドバイザーから助言を得て、事業者への指導・助言を行う。

【対象範囲】

長崎市内全域

【対象事業】

景観上配慮が必要な場所、市民や観光客が多く訪れる場所、景観形成重点地区内で行われる公共施設や民間の大規模建築物などを対象とする。(ただし、環長崎港地域アーバンデザイン会議の対象は除く。)

2. 土地利用ゾーニング

土地利用ゾーニングを以下の図に示す。

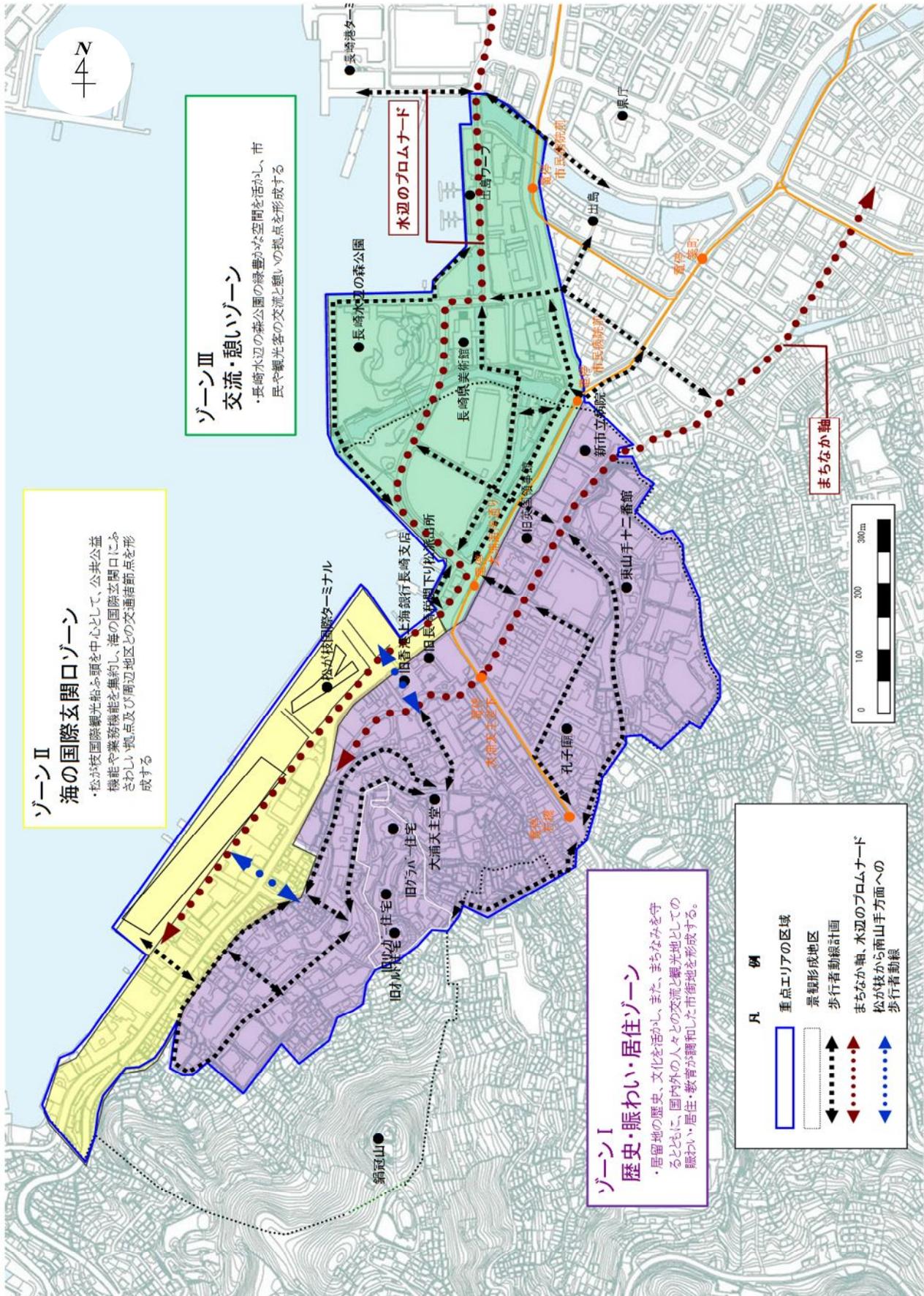


図 - 12 土地利用ゾーニング図

第3章 重点エリアにおける都市基盤施設の整備等に関する事項

本章では、都市基盤施設の整備等の取り組みを施策ごとに整理し、行政が主体的に取り組むものや民間が主体的に取り組むものなどについて、以下のとおり分類して示す。なお、具体的にに取り組む主体については、第4章で整理している。

- ：行政が主体となる取り組み
- ：行政と民間が協働する取り組み
- ：民間が主体となる取り組み

1. 都市の魅力の強化

世界遺産登録の推進

当エリアは、世界遺産候補である「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産である旧グラバー住宅や「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産である大浦天主堂と関連施設を有している。

さらに、これらの構成資産の周囲には、資産の保護に負の影響を及ぼしかねない開発等の脅威から保全するための緩衝地帯を設けており、まちづくりにおいても、構成資産周辺の保全に配慮した取り組みを進める。

- 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録推進
- 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進

歴史的資産の保存と活用

長崎にしかない魅力を高め、観光や地域活性化につなげていくため、歴史文化基本構想などの方針に基づきながら、歴史的・文化的価値のある建造物等の保存・整備といった資源みがきとこれらを活用したまちづくりに取り組む。

特に長崎の西洋文化は当エリアの魅力の一つであることから、東山手・南山手地区を中心に伝統的建造物群保存地区内の保存助成金等を活用しながら、まちなみの整備を進めるとともに、特徴ある景観づくりを進める。

- 歴史的建造物の保存と活用
- 伝統的建造物群保存地区の保存
- まちなみ整備の推進

長崎文化の魅力発信

長崎の特徴的な資源の一つである国際色豊かな文化を活かし、観光や地域活性化に活用していくため、イベントや祭りなどの魅力発信を進め、見る、買う、体験する、憩うなどまちなみの楽しみを高める取り組みを進める。

また、観光客誘致に向け、関連団体・民間事業者などと連携し、国内外に向けた積極的な

情報発信を行う。

「長崎帆船まつり」や和・華・蘭文化の魅力が体感できるイベント等での情報発信
ながさきの「食」の魅力発信
国内外に向けた積極的な情報発信
郷土ゆかりの著名人による情報発信に向けた協力要請
東山手、南山手地区の洋館などの魅力発信
文化・伝統を守るための地域コミュニティの維持

良好な景観・環境づくり

東山手・南山手地区は景観形成重点地区に指定しているため、景観の形成に関する方針に基づき、特色のある景観づくりを進める。

また、ポイ捨て・喫煙禁止条例遵守の推進や四季折々の花の観光ルート沿道への植栽、ばらで彩る「ばらチャレンジ」といった花のあるまちづくりに取り組むなど、まち歩きが楽しめる環境整備を進める。

景観計画に基づく良好な景観形成の推進
電線類地中化事業の推進
ポイ捨て・喫煙禁止条例遵守の推進
花のあるまちづくり事業の推進

魅力ある夜間景観の創造

港と都市の夜景づくりを進めるため、稲佐山展望所等の主要な視点場からの視界に入る道路、水際線、歴史的な建物や地域のランドマークとなる施設などについては、照明による夜ならではの賑わいを演出する。

市街地の灯りの維持・改善検討
水際線の連続的な灯りの整備
観光施設やランドマークとなる施設のライトアップの推進

宿泊滞在型観光の強化

モナコ、香港と共に世界新三大夜景に認定された長崎の魅力ある夜景を交流人口の拡大につなげていくため、夜景魅力の発信や長崎ランタンフェスティバル、ながさきクリスマスなどの夜型イベントの充実に取り組み、宿泊滞在型観光の推進を図る。

夜型イベントの推進
宿泊滞在型観光の推進

公共施設等のデザイン調整

都市景観の形成について、環長崎港地域アーバンデザインシステム（長崎県）やながさき

デザイン会議（長崎市）において専門家の助言を受けながら、公共施設等のデザインの質を高め、魅力的な都市づくりを進めていく。

アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議による公共施設等のデザイン調整

生活環境の充実

エリア内は、観光と居住が一体となった環境を形成しており、観光施設の一つである洋館群が留学生と交流できるレストランとして活用されるなど、既設の施設を有効活用した取り組みが行われている。今後も施設の更新時などに合わせた取り組みを推進していく。

交流拠点用地は、現状の利用形態を踏まえながら、交流拠点用地活用ガイドラインに沿った適切な利活用を検討する。

留学生と市民の交流促進
低未利用地の有効活用
老朽ビルの更新や建築物の他用途への転換
建物の共同化等による施設更新

商業の振興

人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化、周辺部や郊外部での大型商業施設の立地、インターネットによる通信販売の拡大等の影響により、空き店舗が増加するなど、当エリア内における商業機能が低下している。

そこで、商業の振興を図るため、商店街支援などの制度を活用し、商業施設の更新、各商店が行う個店の魅力向上、担い手の育成、空き店舗を活用した休憩施設・交流施設等の確保などの取り組みを支援する。

また、国内外の観光客の受け入れに向けた取り組みを進める。

クルーズ客船受入れの推進
拠点広場等の整備検討
個店の魅力向上
担い手の育成
空き店舗の活用（チャレンジショップ等による新規出店の促進）
買い物環境の向上（買物支援施設の情報発信）

再生可能エネルギーの利用推進

平成21年度末完成した松が枝国際ターミナルは、屋上緑化や消費電力の一部を太陽光発電でまかなうなど、省エネルギーへの取り組みを実施している。今後も、当エリア内で整備される公共施設や民間施設については、屋上緑化や太陽光などの再生可能エネルギーの導入などにより、省エネルギーの取り組みを進める。

再生可能エネルギーの利用推進

省エネルギーの推進

都市の緑化

都市の緑化は、潤いとやすらぎのあるまちづくりを進める上で、また省エネルギー型のまちづくりにも大きな役割を果たすため、民有地の緑化に対する助成制度を活用し、屋上緑化など都市部の緑化を進める。

屋上緑化の推進

敷地内緑化の推進

花のあるまちづくり事業の推進【再掲】

2. 回遊性の充実

周辺地域との交通ネットワークの充実・強化

賑わいの拠点である中心商業地と、陸の玄関口である長崎駅周辺、海の玄関口である松が枝周辺等との連携強化及び周辺の観光施設へのアクセス向上のため、駐車場と公共交通機関との連携、公共交通機関の運行ルートの見直しなどの検討を進め、有効な制度等を活用しながら交通ネットワークの充実と利便性の向上を図る。

観光案内板や誘導サインの整備・充実

駐車場の整備・運用

路面電車の石橋電停方面への複線化の検討

路面電車の松が枝延伸の検討

公共交通機関の運行ルート見直し検討

公共交通における誘導案内の充実

拠点周回バスの運行

安全・安心な歩行者動線の充実・強化

当エリア内の観光施設へのスムーズな誘導を図るため、快適な歩行者動線の確保に努める。なお、災害時の避難場所への誘導については、観光客にも分かりやすい誘導サインの整備を進める。

また、当エリア内のみならず、当エリアと長崎駅周辺、まちなかとの回遊性の向上を図るため、エリア間を結ぶ安全・安心で快適な歩行者動線の整備を進める。

さらに、主要な歩行者動線においては、観光客や住民の休憩や語らいの場所となる空間の確保に努めるほか、トイレ等を維持管理するオーナー制導入の検討を進める。

松が枝から南山手方面への歩行者動線の検討・整備の推進

回遊路の環境整備

長崎駅周辺やまちなかと松が枝周辺エリアをつなぐ動線強化

電線類地中化事業の推進【再掲】

観光案内板や誘導サインの整備・充実【再掲】

バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進
休憩場所等の確保
トイレなどのおもてなし施設を維持管理するオーナー制導入の検討
花のあるまちづくり事業の推進【再掲】

さるく観光の充実・強化

市民ガイドによるまち歩きの仕事を生かしたまち歩きのメニューの充実を図るとともに、和華蘭の歴史・文化が随所に残っている「まち」の魅力をさらに掘り起こし、さるく観光のさらなる進化を図る。

長崎さるくの進化

3. 国際ゲートウェイ機能の再構築

クルーズ客船の受け入れ体制の強化

世界のクルーズ人口は増加傾向にあり、東アジアクルーズ市場ではクルーズ客船の大型化や海外船社の新規参入などによる市場の拡大が見込まれるため、クルーズ客船対応岸壁の整備（2バース化）に併せ、十分な待合スペースやC I Q施設を確保したターミナル機能の拡充を行うとともに、定まったコースを周遊する定点クルーズの誘致強化を図り、海の国際玄関口としての交通結節機能を強化する。また、埠頭内の土地利用の検討を進める。

クルーズ客船対応岸壁の整備（2バース化）
国際クルーズ客船ターミナル機能の強化
定点クルーズの誘致強化

外国人観光客に対するおもてなしの向上

東アジアクルーズ客船の日本寄港に優位な位置にあるという地理的条件や、これまでの長崎とアジア各国との交流の歴史を活かして、東アジアへの玄関口（ゲートウェイ）としての機能を高めるため、ハード面の整備だけでなく、外国人観光客に対する「おもてなし」の向上を図るなど、ソフト面からの検討も進める。

分かりやすい案内表示の推進
おもてなしセミナーや外国語講座等の定期開催
留学生等と連携した案内サービスの推進
インターネット環境の充実促進の検討
外貨交換窓口の設置

第4章 重点エリアの整備の主体及び時期に関する事項

1. 整備プログラム

都市基盤施設等の整備プログラムは、整備の節目として以下の段階を想定する。

短期整備プログラム（H27～H29）

中期整備プログラム（H27～H34）

長期整備プログラム（H27～H44）

各期間における整備プログラムと、継続的に実施するソフト施策については以下の通りとする。

（1）短期整備プログラム

短期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

1）魅力ある夜間景観の創造（第3章施策）

関連事項 再生可能エネルギーの利用推進（第3章施策）

- ・市街地の灯りの維持・改善検討

市街地の灯りの維持・改善検討については、長崎市が主体となり、平成28年度の完了を目標に、既存の街路灯の光源を蛍光灯からLED灯へ転換し省電力化を図るとともに、LED化にあたっては夜景にも配慮した上で現在の灯りが維持できるような検討を進める。

2）周辺地域との交通ネットワークの充実・強化（第3章施策）

関連事項 安全・安心な歩行者動線の充実・強化（観光案内板や誘導サインの整備・充実）
（第3章施策）

- ・観光案内板や誘導サインの整備・充実

松が枝国際観光船埠頭以外の観光案内板や誘導サインについては、長崎市が主体となり、平成29年度の完成を目標に、各エリアや観光施設への案内誘導の仕組みを再検証した上で、既存の案内板・説明板も含め再整備を進める。

3）外国人観光客に対するおもてなしの向上（第3章施策）

- ・分かりやすい案内表示の推進

分かりやすい案内表示については、長崎県と長崎市とが一体となり、ガイドや市民、観光客等の意見も参考にしながら、多言語（日本語、英語、韓国語、中国語）の案内板、説明板などの整備を引き続き推進する。

（2）中期整備プログラム

中期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

1）周辺地域との交通ネットワークの充実・強化（第3章施策）

- ・公共交通機関の運行ルート見直し検討

公共交通機関の運行ルート見直しについては、長崎県と長崎市とが一体となり、各交通事業者、交通管理者、施設管理者と調整を図りながら、新市庁舎の完成や新幹線の開業、県庁跡地整備の時期に合わせた運行ができるよう、検討を進める。

・公共交通における誘導案内の充実

公共交通における誘導案内の充実については、長崎県と長崎市が一体となり、各交通事業者と調整しながら、観光客もより一層利用しやすい案内誘導の仕組みづくりについて検討を進める。

2) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化(第3章施策)

・長崎駅周辺やまちなかと松が枝周辺エリアをつなぐ動線の強化

長崎駅周辺やまちなかと松が枝周辺エリアをつなぐ動線の強化については、長崎県と長崎市が主体となり、今後の検討の中で主たる動線を特定し、誘導サインの再整備、既存道路の改修・修景整備等を集中的に行う。

・バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進

バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化については、長崎市が主体となり、長崎県や各交通事業者などと一体となって、関係機関との調整を図りながら、平成32年度を目標に道路や公共交通機関などのバリアフリー化を推進する。

(3) 長期整備プログラム

長期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

1) 良好な景観・環境づくり(第3章施策)

・電線類地中化事業の推進

電線類地中化事業については、主要な歩行者動線を中心に、長崎市が主体となり、継続した5カ年計画に基づき、関係機関との調整を図りながら、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上に向け整備を推進していく。

2) 魅力ある夜間景観の創造(第3章施策)

・水際線の連続的な灯りの整備

水際線の連続的な灯りの整備については、灯りが水面に映る光景を造り出し、港町らしい灯りの演出をするため、長崎県が主体となり、推進していく。

3) 生活環境の充実(第3章施策)

関連事項 商業の振興(第3章施策)

・低未利用地の有効活用、老朽ビルの更新や建築物の他用途への転換

低未利用地の有効活用、老朽ビルの更新や建築物の他用途への転換とこれらに合わせた商業の振興については、土地所有者をはじめとする民間事業者が主体となり、行政機関とも協力して取り組みを進める。

- ・建物の共同化等による施設更新

建物の共同化等による施設更新については、土地や建物権利者が主体となり、行政機関と連携しながら実現へ向けた取り組みを進める。

4) 商業の振興(第3章施策)

- ・拠点広場等の整備検討

イベント等が開催できる拠点広場等については、長崎市と土地所有者などの関係者とが一体となり、確保に向けた検討を進める。

5) 再生可能エネルギーの利用推進(第3章施策)

- ・再生可能エネルギーの利用推進

再生可能エネルギーの利用については、長崎市と民間事業者、市民とが一体となり、安全でクリーンな太陽光などの利用を推進し、エネルギー使用量の削減、温室効果ガスの削減に取り組む。

- ・省エネルギーの推進

省エネルギーの推進については、長崎市と民間事業者、市民とが一体となり、省エネルギー機器の導入や節電に取り組むとともに、長崎市においてはECOアクション等の環境行動の徹底、電気自動車の導入などにより、エネルギーの削減を推進する。

6) 都市の緑化(第3章施策)

- ・屋上緑化の推進、敷地内緑化の推進

屋上緑化と敷地内緑化の推進については、長崎県と長崎市、市民及び事業者とが一体となり、緑化を推進する。

7) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化(第3章施策)

- ・観光案内板や誘導サインの整備・充実

松が枝国際観光船埠頭内の観光案内板や誘導サインについては、長崎県が主体となり、各エリアや観光施設への案内誘導の仕組みを再検証した上で、既存の案内板・説明板も含め再整備を進める。

- ・駐車場の整備・運用

松が枝国際観光埠頭内の駐車場については、長崎県が主体となり、クルーズ客船対応岸壁の2バース化事業の進捗や事業地内の土地利用を踏まえながら、整備を進める。

- ・路面電車の石橋電停方面への複線化の検討

路面電車の石橋電停方面への複線化については、長崎市が主体となり、長崎県や交通事業者と連携しながら可能性について検討を進める。

- ・路面電車の松が枝延伸の検討

路面電車の松が枝延伸については、長崎県が主体となり、長崎市や交通事業者と連携しながら可能性について検討を進める。

8) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化(第3章施策)

- ・松が枝から南山手方面への歩行者動線の検討・整備の推進
松が枝から南山手方面への歩行者動線の検討・整備の推進については、長崎県と長崎市が一体となり、歩行者動線の検討を進める。
- ・回遊路の環境整備
回遊路の環境整備については、長崎市が主体となり、動線となる道路の舗装整備などを推進する。
- ・休憩場所等の確保
休憩場所等の確保については、長崎市と経営者、地元自治会などの関係者とが一体となり、新規施設の確保に努めるとともに、現存施設の維持に努める。

9) クルーズ客船の受け入れ体制の強化(第3章施策)

- ・クルーズ客船対応岸壁の整備(2バース化)
クルーズ客船対応岸壁の整備(2バース化)については、国と長崎県が一体となり、港湾利用者と調整を図りながら、平成30年代後半の完成を目指し、埠頭内の土地利用の検討も含め、整備の推進を図る。
- ・国際クルーズ客船ターミナル機能の強化
国際クルーズ客船ターミナル機能の強化については、長崎県が主体となり、CIQ関係者と調整を図りながら、平成30年代後半の完成を目指し、整備の推進を図る。

10) 外国人観光客に対するおもてなしの向上(第3章施策)

- ・分かりやすい案内表示の推進
松が枝国際観光船埠頭内の分かりやすい案内表示の推進については、長崎県が主体となり、ガイドや市民、観光客等の意見も参考にしながら、多言語(日本語、英語、韓国語、中国語)の案内板、説明板などの整備を引き続き推進する。

(4) 継続的に実施するソフト施策

継続的に実施するソフト施策の主体及び整備時期は以下のとおりとし、検討及び推進を目指す。

1) 世界遺産登録の推進(第3章施策)

- ・「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録推進
「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」については、長崎市と長崎県を含む関係8県と11市及び施設所有者とが一体となって平成27年度中の登録を推進する。
- ・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進
「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」については、長崎市をはじめとする関係6市2町と長崎県、熊本県及び施設所有者とが一体となって平成28年度中の登録を推進する。

2) 歴史的資産の保存と活用(第3章施策)

- ・歴史的建造物の保存と活用
歴史的・文化的価値のある建造などの資産については、長崎市が主体となり、地域の協力

を得ながら積極的に掘り起しを進め、所有者と一体となって保存と活用、並びにこれらを活用したまちづくりを推進していく。

- ・伝統的建造物群保存地区の保存

伝統的建造物群保存地区の保存については、長崎市と所有者が一体となり、伝統的な建造物群の保存及び歴史的な雰囲気を形成しているまちなみの保存を地域の協力を得ながら推進していく。

- ・まちなみ整備の推進

まちなみ整備については、長崎市と建物所有者などが一体となり、地区の雰囲気と調和したまちなみ形成を推進していく。

3) 長崎文化の魅力発信(第3章施策)

- ・「長崎帆船まつり」や和・華・蘭文化が体感できるイベント等での情報発信

長崎を代表する「長崎帆船まつり」や海外との長い交流の歴史に基づく和・華・蘭文化が体感できるイベントなどについては、イベント主催者が主体となり、長崎市と連携してその魅力を情報として発信していく。

- ・ながさきの「食」の魅力発信

ながさきの「食」の魅力発信については、長崎市と長崎県が一体となり、関連団体、民間事業者と連携し、積極的に取り組みを進める。

- ・国内外に向けた情報発信、郷土ゆかりの著名人による情報発信に向けた協力要請

国内外に向けた情報発信や郷土ゆかりの著名人による情報発信に向けた協力要請については、長崎市と長崎県が一体となり、関連団体、民間事業者と連携し、積極的に取り組みを進める。

- ・東山手、南山手地区の洋館などの魅力発信

東山手、南山手地区の洋館などの魅力発信については、長崎市と建物所有者などが一体となり、歴史や見どころ体験観光などの魅力を情報として発信していく。

- ・文化・伝統を守るための地域コミュニティの維持

文化・伝統を守るための地域コミュニティの維持については、住民と長崎市が一体となり、異国情緒溢れる東山手、南山手地区の特徴ある魅力を後世に伝えるために、地域コミュニティの維持向上を図る。

4) 良好な景観・環境づくり(第3章施策)

- ・景観計画に基づく良好な景観形成の推進

景観形成については、長崎市景観計画(H23.4施行)に基づき、長崎市が主体となり、建物所有者などと協力して、景観形成重点地区を中心に特色のある景観づくりを推進し、長崎市景観基本計画の基本理念である「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」の実現に努める。

- ・ポイ捨て・喫煙禁止条例遵守の推進

ポイ捨て・喫煙禁止条例遵守については、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例に基づき、市民と事業者、長崎市などが一体となり、都市の環境美化と快適な生活環境づくりを推進していく。

- ・花のあるまちづくり事業の推進

花のあるまちづくり事業については、市民と事業者、長崎市などが一体となり、地域の緑化や環境美化による快適な生活環境の保全と潤いの創出を推進していく。

5) 魅力ある夜間景観の創造 (第3章施策)

- ・市街地の灯りの維持・改善検討

市街地の灯りの維持・改善検討については、長崎市と長崎県とが一体となって、市民や民間事業者の協力も得ながら灯りの演出について検討を進める。

- ・観光施設やランドマークとなる施設のライトアップの推進

観光施設やランドマークとなる施設のライトアップについては、観光的な要素もある民間の建造物も含め、長崎市と長崎県、施設所有者とが一体となり、推進していく。

6) 宿泊滞在型観光の強化 (第3章施策)

- ・夜型イベントの推進

長崎ランタンフェスティバルやながさきクリスマスなどの夜型イベントについては、長崎市と関連団体、民間事業者とが一体となり、推進していく。

- ・宿泊滞在型観光の推進

宿泊滞在型観光については、長崎市と長崎県、民間事業者など関係団体とが一体となり、各種情報媒体を活用して世界新三大夜景を積極的に情報発信するなど、観光消費につながる取り組みを推進していく。

7) 公共施設等のデザイン調整 (第3章施策)

- ・アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議による公共施設等のデザイン調整

公共施設や周辺景観に影響を及ぼす大規模な建築物等の整備、改修等が生じた場合には、長崎県と長崎市とが一体となり、環長崎港地域アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議を活用し、周辺地域と調和した都市デザインの実現に努める。

8) 生活環境の充実 (第3章施策)

- ・留学生と市民の交流促進

留学生と市民の交流促進については、長崎市と関係団体が一体となり、留学生と市民の交流及び情報発信の機会を強化できるよう取り組みを進める。

- ・低未利用地の有効活用

交流拠点用地については、長崎県が主体となり、交流拠点用地活用ガイドラインに沿った適切な利活用の検討を進めていく。

9) 商業の振興 (第3章施策)

- ・クルーズ客船受入れの推進

クルーズ客船受入れについては、長崎県と長崎市、関係団体とが一体となり推進していくとともに、各商店においてはクルーズ客船利用者が買い物しやすい環境づくりの向上に努める。

- ・個店の魅力向上、担い手の育成、空き店舗の活用、買い物環境の向上
個店の魅力向上、担い手の育成、空き店舗の活用、買い物環境の向上については、地元商店や経営者が主体となり、行政機関とも協力して取り組みを進めていく。

10) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化 (第3章施策)

- ・拠点周回バスの運行
拠点周回バスの運行については、長崎県と長崎市とが一体となり、交通事業者と連携しながら実現に向けて検討を進める。
- ・駐車場の整備・運用
駐車場の確保については、長崎県と長崎市が一体となり、当エリアの観光地としての特性も考慮し、一般の観光バスの利用を念頭に置きながら、検討を進める。

11) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化 (第3章施策)

- ・トイレなどのおもてなし施設を維持管理するオーナー制導入の検討
維持管理については、民間事業者が主体となり、維持管理する仕組みについては、長崎市が主体となり、オーナー制導入の可能性検討を進める。

12) さるく観光の充実・強化 (第3章施策)

- ・長崎さるくの進化
長崎さるくについては、長崎市と長崎国際観光コンベンション協会が連携してまちあるきを実施し、まちの賑わい創出に向けたさるく観光の充実、強化への取り組みを推進していく。

13) クルーズ客船の受け入れ体制の強化 (第3章施策)

- ・定点クルーズの誘致強化
定点クルーズの誘致強化については、長崎市と長崎県が一体となり、関連団体、民間事業者と連携し、誘致強化への取り組みを推進していく。

14) 外国人観光客に対するおもてなしの向上 (第3章施策)

- ・おもてなしセミナーや外国語講座等の定期開催
おもてなしセミナーや外国語講座等については、長崎市と長崎県が一体となり、関連団体、民間事業者と連携し、定期的を開催するなど、外国人観光客に対する「おもてなし」の向上に向け、引き続き取り組みを進めていく。
- ・留学生等と連携した案内サービスの推進、インターネット環境の充実促進の検討、外貨交換窓口の設置
留学生等と連携した案内サービスの推進、インターネット環境の充実促進の検討、外貨交換窓口の設置については、長崎市と長崎県が一体となり、関連団体、民間事業者と連携し、外国人観光客のニーズを把握しながら取り組みを進めていく。

また、整備時期は整備プログラム表に示すとおりです。

| 目標 | 施策名 | 短期整備期間 (平成27年度～平成29年度) | 中期整備期間 (平成27年度～平成34年度) | 長期整備期間 (平成27年度～平成44年度) |
|------------------|------------------------------------|--|---------------------------|---------------------------|
| | | | | |
| 1 都市の魅力の強化 | 世界遺産登録の推進 | 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録推進 | | |
| | | 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進 | | |
| | 歴史的資産の保存と活用 | 歴史的建造物の保存と活用 | | |
| | | 伝統的建造物群保存地区の保存 | | |
| | | まちなみ整備の推進 | | |
| | 長崎文化の魅力推進 | 「長崎帆船まつり」や和・華・蘭文化の魅力が体感できるイベント等での情報発信 | | |
| | | ながさきの「食」の魅力発信、国内外に向けた積極的な情報発信、郷土ゆかりの著名人による情報発信に向けた協力要請 | | |
| | | 東山手、南山手地区の洋館などの魅力発信 | | |
| | | 文化・伝統を守るための地域コミュニティの維持 | | |
| | 良好な景観・環境づくり | 景観計画に基づく良好な景観形成の推進 | | |
| | | 電線類地中化事業の推進 | | |
| | | ポイ捨て・喫煙禁止条例遵守の推進 | | |
| | | 花のあるまちづくり事業の推進 | | |
| | 魅力ある夜間景観の創造 | 市街地の灯りの維持・改善検討 | | |
| | | 水際線の連続的な灯りの整備 | | |
| | | 観光施設やランドマークとなる施設のライトアップの推進 | | |
| | 宿泊滞在型観光の強化 | 夜型イベントの推進 | | |
| | | 宿泊滞在型観光の推進 | | |
| | 公共施設等のデザイン調整 | アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議による公共施設等のデザイン調整 | | |
| 生活環境の充実 | 留学生と市民の交流促進 | | | |
| | 低未利用地の有効活用(交流拠点用地) | | | |
| 商業の振興 | 老朽ビルの更新や建築物の他用途への転換、建物の共同化等による施設更新 | | | |
| | クルーズ客船受入れの推進 | | | |
| 再生可能エネルギーの利用推進 | 拠点広場等の整備検討 | | | |
| | 個店の魅力向上、担い手の育成、空き店舗の活用、買い物環境の向上 | | | |
| 都市の緑化 | 再生可能エネルギーの利用推進、省エネルギーの推進 | | | |
| 2 回遊性の充実 | 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化 | 屋上緑化の推進、敷地内緑化の推進 | | |
| | | 観光案内板や誘導サインの整備・充実 | | |
| | | 駐車場の整備・運用 | | |
| | | 路面電車の石橋電停方面への複線化の検討 | | |
| | | 路面電車の松が枝延伸の検討 | | |
| | | 公共交通機関の運行ルート見直し検討 | | |
| | | 公共交通における誘導案内の充実 | | |
| | | 観光案内板や誘導サインの整備・充実 | | |
| | | 拠点周回バスの運行 | | |
| | 安全・安心な歩行者動線の充実・強化 | 松が枝から南山手方面への歩行者動線の検討・整備の推進 | | |
| | | 回遊路の環境整備 | | |
| | | 長崎駅周辺やまちなか松が枝周辺エリアをつなぐ動線強化 | | |
| | | 電線類地中化事業の推進 | | |
| | | 観光案内板や誘導サインの整備・充実 | | |
| | | バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進 | | |
| | さるく観光の充実・強化 | 休憩場所等の確保 | | |
| | | トイレなどのおもてなし施設を維持管理するオーナー制導入の検討 | | |
| | | 花のあるまちづくり事業の推進 | | |
| | | 長崎さるくの進化 | | |
| 3 国際ゲートウェイ機能の再構築 | クルーズ客船の受け入れ体制の強化 | クルーズ客船対応岸壁の整備(2バース化) | | |
| | | 国際クルーズ客船ターミナル機能の強化 | | |
| | | 定点クルーズの誘致強化 | | |
| | 外国人観光客に対するおもてなしの向上 | 分かりやすい案内表示の推進 | | |
| | | おもてなしセミナーや外国語講座等の定期開催 | | |
| | | 留学生等と連携した案内サービスの推進、インターネット環境の充実促進の検討、外貨交換窓口の設置 | | |

新幹線開業
(H34)

凡 例
■ 橙色：継続的に実施するソフト施策
■ 青色：施設の整備などのハード施策
→ 既予算化されている施策
- - - 今後予算化していく施策

表 - 2 整備プログラム表

第5章 計画の推進に向けて

1. 都市基盤施設の整備に向けた課題等の整理

継続的に行っていくソフト施策や整備プログラムに位置付けている都市基盤施設の整備については、以下に示す課題について解決を図る。

1) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化(第3章施策)

- ・拠点周回バスの運行や公共交通機関の運行ルートについては、長崎駅周辺やまちなかと松が枝周辺との連携強化を図ることに重点を置き、検討を進める必要がある。
- ・路面電車の石橋電停方面への複線化や松が枝延伸については、運行密度や利用客の状況を把握し、現在の電車の運行に支障のないよう検討する必要がある。また、その具体的検討において、軌道事業者と十分な協議・調整を行う必要がある。
- ・クルーズ客船及び観光バス駐車場については、長崎県・長崎市が連携し、需要の検討を行いながら、確保に努めていく必要がある。

2) 安全・安心な歩行者動線の充実・強化(第3章施策)

- ・周辺地域との連携強化やエリア内を安心して回遊することができるよういくつかのルートを想定し、誘導サインのわかりやすさや休憩場所等の配置などを検証し、歩く過程を安心して楽しめる環境の整備が必要である。

3) クルーズ客船の受け入れ体制の強化(第3章施策)

- ・クルーズ客船対応岸壁の整備(2バース化)の着工にあたっては、港湾利用者と十分に協議し、港内の安全確保や船舶の入出港の調整を行う必要がある。
- ・また、埠頭内の土地利用についても、今後検討を進める必要がある。

2. 推進体制

松が枝周辺エリア整備計画に掲げている事業を推進するため、「都市再生調整会議(長崎県と長崎市の合同会議)」において各事業の調整を図る。また、社会経済情勢の変化に伴い、必要な場合に本計画の改訂を行うこととする。

平成26年8月に改訂した港湾計画と調整を図りながら、港湾関連施設の整備に止まらず、埠頭内、南山手地区及び東山手地区の土地利用や景観など、周辺と連携したまちづくりを推進する。

海外からの観光客誘致を推進するため、アジア・国際戦略と連携し、関連する事業の調整を図る。

産・学・官の連携による長崎地域の経済活性化を目的として、インバウンドの促進につながるまちづくりの方策について検討を進めている「長崎都市経営戦略推進会議」との調整を図る。

路面電車の延伸と複線化及び直行便運行の検討を進めるため、軌道事業者、道路管理者等との調整に努める。

松が枝周辺エリアの景観形成にあたっては、歴史的風情を身近に感じ、盛り上げる空間として、地域資源を大切に活かし、公共空間と民有空間が一体となって良好なまちなみを創出できるよう、長崎市が主体となって調整を行う。

民間を中心とする施設整備や建築物整備を支援するために、税制優遇や金融支援が受けられる都市再生緊急整備地域の指定に向けて、長崎県と長崎市が一体となって取り組む。

観光客が利用する施設の整備にあたっては、長崎県、長崎市、商店街・商業者団体、交通事業者が連携して、観光客のニーズの把握に努める。

(お問合せ先)

長崎市都市計画部まちづくり推進室

〒850-8685 長崎市桜町 2-22 Tel : 095-829-1271 (直通)

Fax : 095-829-1175

E-mail : machidukuri@city.nagasaki.lg.jp

長崎県企画振興部まちづくり推進室

〒850-8570 長崎市江戸町 2-13 Tel : 095-894-3181 (直通)

Fax : 095-894-3487

E-mail : s36060@pref.nagasaki.lg.jp

都市再生ホームページ: